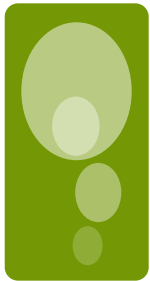


# せたがや 行政法務 事務所

知的資産経営報告書  
2014

# 目次



2

ご挨拶	3
事務所概要・沿革	4
行政書士とは	5
経営理念	6
価値創造ストーリー	7
サービスを通じてめざすこと	8
事業内容	9
サービスのフロー	10
当事務所の強み	12
理念を実現し、強みを生み出すマネジメント	25
化粧品・医療機器業界と当事務所を取り巻く環境	30
強みを活かした今後の事業戦略	33
あとがき	40

お客様企業が安定して  
継続できることが、経営者や  
従業員、その家族、顧客や  
取引先 皆の安心につながる

行政書士 小平 直



こんにちは。

せたがや行政法務事務所 行政書士 小平 直 です。

私が行政書士として開業して、14年になります。

亡き父は、約30年前、私が小学生の頃に脱サラをして、独立しました。当初は順調でしたが、バブル崩壊後に事業は傾き、最後には大病もして、結局事業を畳まざるを得ませんでした。今思えば、家族ともども厳しい日々が続いたように思います。

若い私には、父の考えはわかりませんでした。私も行政書士として小さいながら事務所を設けてからは、次第に、父の苦しみや孤独感を感じられるようになってゆきました。当時、経営者である父を支えてくれる存在がいたならば、もしかしたら展開は変わっていたのかもしれませんが。

そんな経験もあり、私は、お客様企業が安定して継続できることが、経営者や従業員、その家族、その顧客や取引先皆の安心につながると信じ、お客様企業や経営者の方の想いに共感し、必要なときに寄り添い、サポートできる行政書士になりたいと考えています。

開業後は、化粧品や医療機器分野のお客様、スタッフ、取引先様、同業の仲間や先輩、士業の先生方に恵まれて現在に至ります。

しかし、今や、内部環境・外部環境とも、大きく変わりつつあります。まだまだ成長途上の事務所ですので、事務所を見つめ直し、よりよい事務所にしてゆくべきときだと考えました。

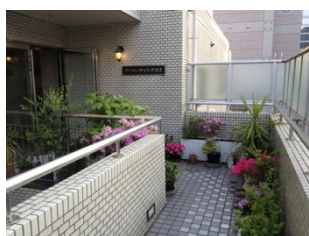
そこで、このたび「知的資産経営報告書」を作成することとしました。この報告書作成により、事務所の強みとその源泉を把握し、お客様にご提供できる「価値」をとらえ直すことができたと考えています。ぜひお読みいただければ幸いです。

なお、この報告書は、知的資産経営を専門とする行政書士の方々のご協力により出来上がりました。深く感謝いたします。

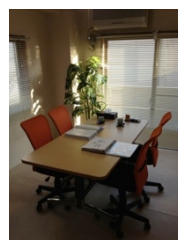
# 事務所概要



代表	小平 直 (コダイラ ナオシ)
事務所名	せたがや行政法務事務所
所在地	〒158-0097 東京都世田谷区用賀2丁目41番18号 アーバンサイドテラス305
連絡先	TEL 03-5797-5680 (9:30am～) FAX 03-5797-5681
URL	<a href="http://www.koda.biz">http://www.koda.biz</a>
メール	<a href="mailto:koda@blue.email.ne.jp">koda@blue.email.ne.jp</a>
アクセス	東急田園都市線用賀駅 (徒歩 1分)
営業時間	平日午前9:30～午後6:30
所属団体	東京都行政書士会、日本医療機器学会、日本知的資産経営学会、 日本医療・病院管理学会、日本成年後見法学会、東京商工会議所



事務所入口

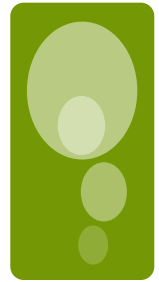


応接室

## 沿革

1974年	東京・世田谷に生まれる。以降世田谷に居住。
1996年	一橋大学法学部卒業。学生時代は日本各地を鉄道で一人旅する。
1996～ 1998年	大手小売業に入社。店舗にて接客の難しさと面白さを学ぶ。
1998～ 2000年	会計事務所勤務。医療関連の許認可を中心に経験。
2000年	行政書士登録、開業。
2003年	化粧品・医療機器に特化。以後、事業開始、社内体制整備、事業譲渡、M&Aなどさまざまな事案を経験。
2010年	日本医療機器学会認定MDIC（医療機器情報コミュニケーター）に登録。自己研鑽として。
2012年	知的資産経営の重要性を感じ、知的資産経営認定士登録

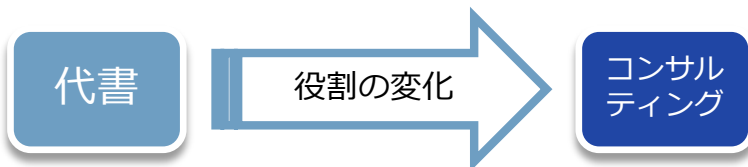
# 行政書士とは



行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、遺言書等の権利義務・事実証明及び契約書の作成等を行います。

行政書士が、官公署に提出する書類等を正確・迅速に作ることにより、国民においてその生活上の諸権利・諸利益が守られ、又行政においても、提出された書類が正確・明瞭に記載されていることにより、効率的な処理が確保されるという公共的利益があることから、行政書士制度の必要性は極めて高いとされています。

業務は、依頼された通りの書類作成を行ういわゆる代書の業務から、複雑多様なコンサルティングを含む許認可手続きの業務へと移行してきており、高度情報通信社会における行政手続きの専門家として国民から大きく期待されています。（日本行政書士会連合会ホームページより）

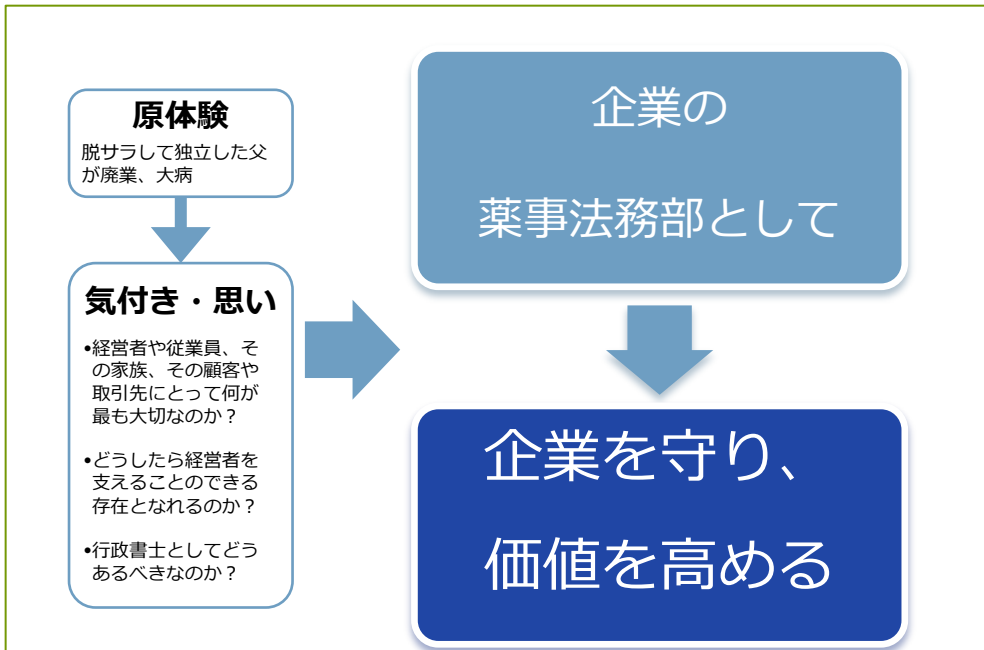
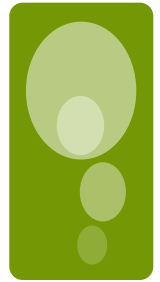


## 行政書士倫理綱領

- 一 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。



日行連 公式キャラクター  
ユキマサくん



医療の発展に貢献し、美容・化粧品で生活を豊かにしたい、

そんな思いをもって医療機器、化粧品業界に参入しようとお考えの事業者様は少なくありません。

しかし、新規に参入される方には、法の考え方、求めていること、業務の進め方など、ハードルは低くないかもしれません。

また、医療機器・化粧品許可を取得していられる方の中には、法で求められている要求事項を遵守するため日々努力されていらっしゃる方も多くあることと思います。

GQP・GVP・QMSなど、法の定める基準に基づいた適正な業務は、さほど容易なことではないかもしれません。

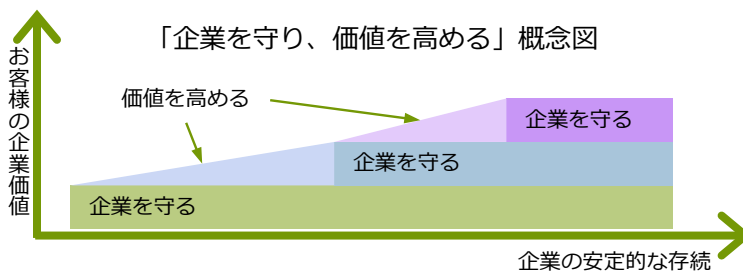
しかし、薬事や福祉などの許認可は、事業を行う際の単なる一過性の規制や手続きではなく、適法で適切な企業経営を推進するためにも重要な指針と捉えることもできます。

そして、法令によって定められた要求事項の遵守は、法的なリスクを回避し、高品質なサービスや製品の提供の実現を推進することに繋がります。

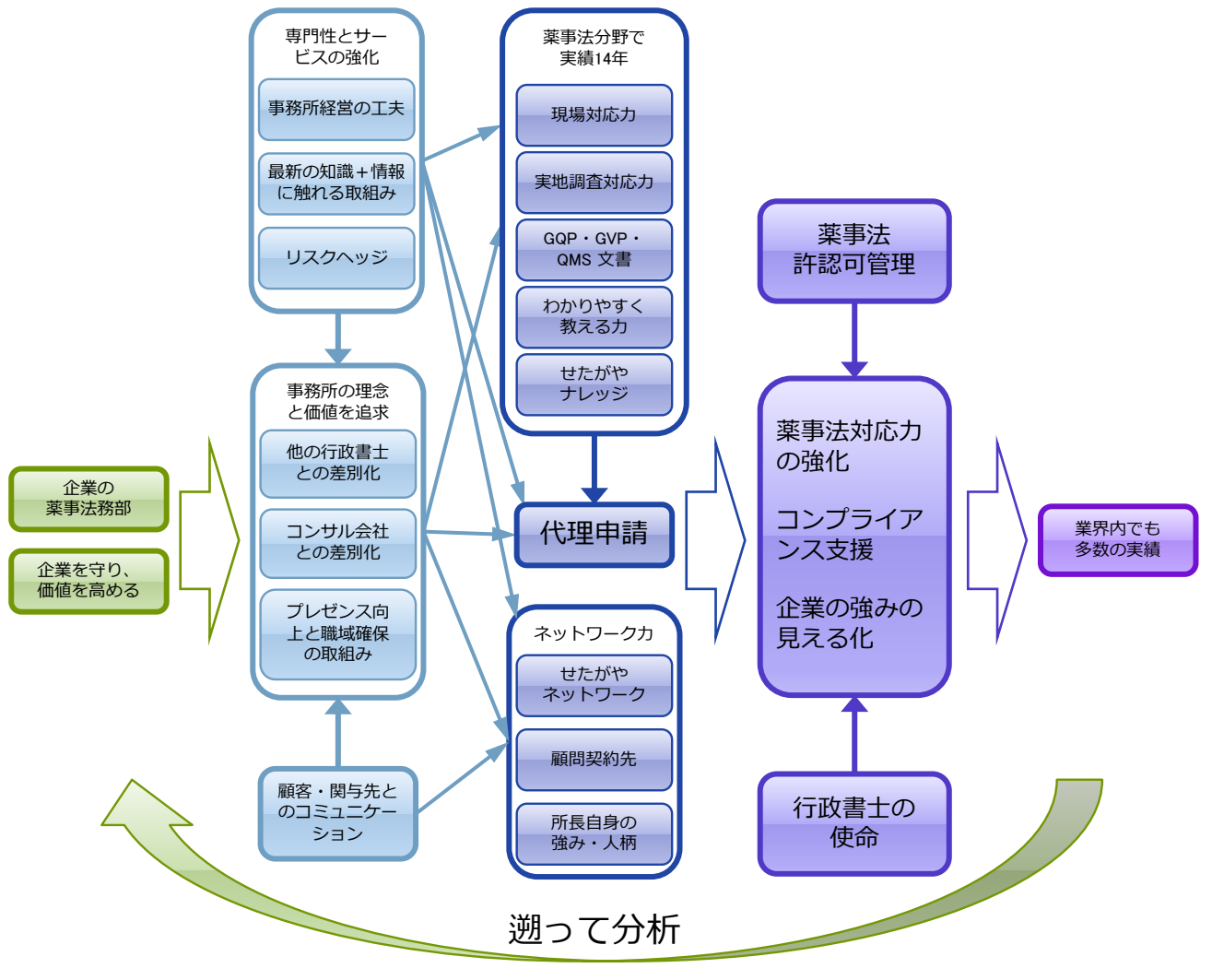
こうした考えのもとで、私たちは、薬事許認可の専門家として、医療機器・化粧品事業の皆様が、法令に添った形で適切に経営・運営されるよう、サポートさせていただいています。

いわば、せたがや行政法務事務所は、御社にとっての「薬事法務部」です。

許認可管理を通じて、お客様の企業価値を守り、高めてゆくお手伝いができれば幸いです。



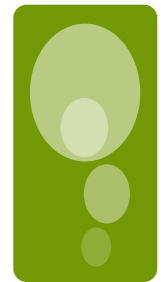
## 価値創造の流れ



## セグメント分析について

上記で使用した知的資産セグメント分析では、その企業の利益を生み出すサービスの特徴は何か⇒そのサービスを生み出す強みは何か⇒その強みは、どのようなマネジメントによって維持され生み出されているか⇒さらに、これらの根本にある経営理念・方針は何か、ということ、図の右から左へ、遡って分析していきます。4つのセグメントの因果関係を論理的なストーリーで繋げることで、その企業の価値創造プロセスが客観的に把握できるようになります。

参考:中森孝文著『「無形の強み」の活かし方』



## 強みのつながり

当事務所の「企業の薬事法務部として、企業を守り、価値を高める」という理念は、化粧品や医療機器の製造販売業・製造業で求められる[GQP・GVP手順書]（※1）やQMS文書等に結実され、お客様の会社のコンプライアンスの土台、そして長期的な競争力の源泉となる構造資産を形成する一助となります。

お客様が具体的に動くことができ、安心して日常業務を行うことのできる手順書を作るためには[薬事法の知識力]はもちろん、お客様をよく知るための[現場対応力]が欠かせません。

加えて、担当者への教育訓練、レクチャーによって手順書という構造資産を運用する人的資産が形成されます。それを可能にするのは当事務所の[わかりやすく教える力]です。

その結果、お客様の薬事法対応力が高まり、当事務所の[実地調査対応力]によるサポートで新規許可取得、または更新をスムーズに行うことが可能になります。

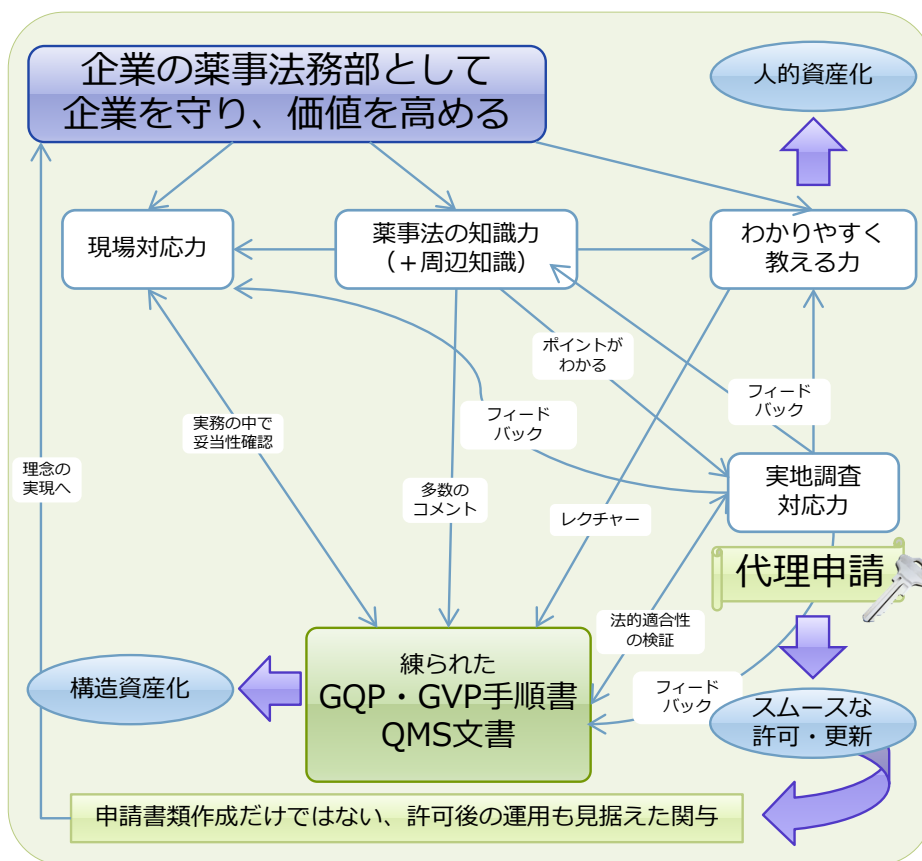
これらノウハウはすべて[14年の実績・経験の積み重ね]があつてこそそのものですが、その鍵となるのは、小平が行政書士であるが故の「代理申請」です。

代理申請により、小平がお客様の「許可後の運用」まで意識して書類作成していることを客観的に行政担当者に示すことができるだけでなく、実地調査時や改善報告において主体的に意見を述べるなど、「申請代理人」として、実地調査等に主体的に関与することができるので、冒頭に述べた当事務所の理念の実現によりいっそう近づくことが可能になるのです。

(※1)

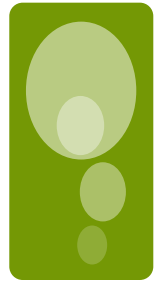
GQP：市場に出荷する製品の「品質保証」

GVP：市販後の製品の安全を監視し、管理する「安全管理」



14年の実績・経験の積み重ね





## 知的資産経営報告書とは

知的資産とは、従来バランスシートに記載されている資産以外の「無形の資産」であり、企業や事業所における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい経営資源の総称を指します。

知的資産経営報告書とは、これら「知的資産」を、お客様、取引先様、従業員、株主といったステークホルダー（利害関係者）に対し、「知的資産」を活用した企業価値向上に向けた活動～価値創造ストーリー～として、目に見える形でわかりやすくお伝えし、企業や事業所の将来性に関して認識を共有化していただくことを目的に作成するレポートのことです。

## 本報告書ご利用上のご注意

本報告書の掲載内容は、全て現在入手可能な情報をもとに、当事務所の判断にて掲載しています。そのため、将来の経営環境（内部環境及び外部環境）の変化によって、これらの記載内容などを変更すべき必要が生じることもあり、その際には本報告書の内容が将来実施又は実現する内容と異なる可能性もあります。よって、本報告書に掲載した内容や数値などを、当事務所が将来に亘って保証するものではないことを、十分にご了承願います。

## 報告書作成者

せたがや行政法務事務所 所長 小平 直（行政書士、知的資産経営認定士）  
東京都行政書士会所属 日本知的資産経営学会正会員

## 作成支援者及び各担当ページ

益子光宣（行政書士） p5~9, p12~29  
高谷桂子（行政書士、知的資産経営認定士） p10~11, p33~39  
梶原恭子（行政書士） p30~32  
東京都行政書士会所属 日本知的資産経営学会正会員

## お問合せ先

せたがや行政法務事務所  
〒158-0097 東京都世田谷区用賀2丁目41番18号 アーバンサイドテラス305  
TEL 03-5797-5680（9:30am～） FAX 03-5797-5681  
<http://www.koda.biz>  
[koda@blue.email.ne.jp](mailto:koda@blue.email.ne.jp)